

申し合わせ事項

1) 登録規定第3条・2項

一般に登録されている選手も登録することが出来る

2) チームに登録された構成員を抹消した場合は、年度内は同一チームに登録することは出来ない。

3) 県大会以外の市外の大会に出場する場合は事前に理事長まで報告する事 (出来れば結果も！)

4) 登録規定第3条・1項

大野市に勤務する者で登録規定を満たす場合に限り登録を認める。

5) 各大会

- ・会長杯 申し込み後に、都合により競技人数が足りなくなった場合は他のチームの登録構成員を3名まで補充することが出来る。
- ・まなひめ杯 全チーム参加を基本とするため、申し込み時においても他のチームの登録構成員を2名まで補充することが出来る。
- ・ffリーグ 正当に登録された構成員に限る

本事項は、平成15年 4月 1日より施行する。

本事項は、平成21年 4月 1日より施行する。

本事項は、平成25年 4月 1日より施行する。